



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年7月31日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき、「武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市中原区新丸子東三丁目473番地7 武蔵小杉駅南口地区東街区市街地再開発準備組合 理事長 三井都市開発株式会社 取締役 中山 善一
	指定開発行為の名称	武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区新丸子東三丁目473番地7ほか （開発区域面積：約17,130㎡）
	指定開発行為の目的	共同住宅、商業施設の新設及び公共施設の整備
	指定開発行為の内容	計画戸数：約460戸、計画人口：約1,380人、最高高さ：約140m、建築面積：約6,250㎡、延べ面積：約82,900㎡
	指定開発行為の施行期間	平成19年度（着手予定）～平成22年度（完了予定）
	環境影響評価の手続経過	平成18年3月17日：条例環境影響評価準備書公告 平成18年6月27日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成18年7月31日（月）～平成18年8月29日（火） （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで （横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで）
	縦覧場所	川崎市：中原区役所及び本庁（環境局環境評価室） 横浜市：港北区役所、都筑区役所及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課） 大田区：田園調布特別出張所、嶺町特別出張所、雪谷特別出張所及び大田区役所（環境保全課） 世田谷区：世田谷区役所（環境総合対策室環境保全課）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm